

立川市の記憶と記録

『新編立川市史』新刊のお知らせ

市は、平成27年度から『新編立川市史』の編さんに取り組んでいます。新刊・既刊(資料編、調査報告書)ともに市役所3階の市政情報コーナー、歴史民俗資料館、オリオン書房ノルテ店、ジュンク堂書店立川高島屋店で頒布しています(価格はすべて税込)。

関市史編さん室市史編さん係 ☎(506)0021



立川駅の職員(明治時代)



立川駅北口前(大正11年)



新編立川市史 資料編 近代1

B5判、カラー口絵8ページ、本文575ページ、上製本、価格2,500円

明治維新から大正末年ごろまで、約60年間にわたる期間を収録。諸家文書に保存されていた^{にらやまけん}蕨山県*1通達、甲武鉄道*2営業報告書や、行政文書である砂川村村会議事細則、日露戦争動員日誌などを掲載しています。また、明治10年代に外務省次官の青木周蔵が北多摩郡の砂川源五右衛門郡長に遊獵場借用を求める書簡や、砂川村出身の新聞人*3が明治22年～23年に編集発行した『利国新志』をめぐり^{はらたかし}原敬(農商務省参事官、のち内閣総理大臣)の書簡なども掲載しました。



新編立川市史 資料編 現代2

B5判、カラー口絵4ページ、本文595ページ、上製本、価格2,500円

昭和38年の立川市・砂川町の合併から令和6年までを収録。「立川基地返還後の都市化」をテーマに、現在につながる立川市のまちづくりの変遷を、団地建設や基地跡地開発、モノレール開通など、さまざまな分野からアプローチしています。将来のまちづくりのあり方を考える、そのマイルストーン*4としても、ぜひ活用ください。

- *1 蕨山県：明治政府によって設置された県。現在の静岡県、神奈川県、埼玉県、山梨県および東京都多摩地域の一部にあたる
- *2 甲武鉄道：明治時代の日本の私鉄事業者。現在の中央本線の一部にあたる
- *3 新聞人：新聞記者や報道関係者
- *4 マイルストーン：最終目標に向かう重要な通過点

くわしくは市ホームページ
をご覧ください



介護保険・負担限度額認定の更新申請

市は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所(短期入所を含む)した際の居住費等や食費の負担を軽減する「負担限度額認定」の更新申請を受け付けています。該当する方に案内を郵送しました。申請が済んでいない方は、申請書と必要書類を直接または郵送で、介護保険課(市役所1階4番窓口)に早めに提出してください。

新しい認定証は郵送でお届けしますので、入所施設に改めて提示してください。

負担限度額認定を受けるには、配偶者(別世帯、内縁を含む)と世帯全員が住民税非課税で、預貯金等が段階区分別の設定額以下であることが必要です(更新申請書と同封の案内で確認してください)。新規申請をお考えの方は、お問い合わせください。

関介護保険課介護給付係・内線1458

国民年金保険料・学生納付特例制度

大学・専修学校などの学生が収入が少なく保険料を納付することが困難な場合、本人の前年所得が一定基準額以下であれば、納付義務が猶予される制度です。申請日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。手続きには学生証(卒業後は在学期間の分かる証明書)、基礎年金番号通知書か年金手帳が必要です。また、承認された期間は老齢基礎年金を受給するために必

要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額を満額に近づけるためには、10年以内に納めることができる追納制度をご利用ください。

関市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352

いきいきたちかわ出前講座のご利用を

「いきいきたちかわ出前講座」は、市民の皆さんが行う自主的な学習会等に市職員を派遣し、市の仕事について説明・解説を行う制度です。くわしくは、市政情報コーナー(市役所3階)、生涯学習情報コーナー(女性総合センター1階)、各地域学習館で配布する「いきいきたちかわ出前講座ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。

▼対象Ⅱ市内在住・在勤・在学の方で構成するおおむね10人以上の団体・グループ▼講座の内容容Ⅱ市ホームページをご覧ください

さい▼開催日時Ⅱ月曜～金曜日の午前10時～午後9時の間で90分以内(土曜・日曜日、祝日の開催は要相談)▼会場Ⅱ主催する皆さんで市内の会場を手配してください。地域学習館等の市施設で実施する場合は使用料が無料になるので、事前に各担当課にご相談ください▼費用Ⅱ無料(内容によっては材料等の実費負担あり)▼申込方法Ⅱ開催2か月前までに各担当課へ▼注意事項Ⅱ出前講座は苦情や陳情等を受ける場ではありません。また、営利・宗教・政治活動等を目的とする場合は対象になりません。

関生涯学習推進センター ☎(528)6872

心配なご近所さんに気づいたら… 見守りホットライン

コール おお通報
☎042(506)0024



市は、子どもから高齢者まで支援を必要とする方が地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、地域からの情報をキャッチする専用電話「見守りホットライン」を開設しています。内容に応じて、各担当につないで対応します。

「いつもと違うな」と心配なご近所さんに気づいたら、ご連絡ください。

こんなおうちを見かけたら、要注意

- ・新聞や郵便物がたまっている
- ・同じ洗濯物がずっと干したままになっている
- ・ずっと明かりがついたまま(まったくつかない)



緊急だと思ったら110番、119番へ!

関地域福祉課・内線1481